

森林環境保全整備事業請負契約書

(案)

- 1 事業名 森林環境保全整備事業（保育間伐活用型 南信6浦）
- 2 事業場所 浦国有林123に林小班ほか
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約日翌日から
令和9年1月29日まで
- 5 請負予定金額 ー
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ー)

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 7回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

- 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- 1) 【伐倒】における約款第32条第8号（検査及び引渡し）は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月23日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県伊那市山寺1499-1

氏名 分任支出負担行為担当官 南信森林管理署長 松下 洋

請負者 住所

氏名

内訳書

作業種	国有林名	林小班	面積 (ha)	予定生産量 (m3)	伐採率	森林事務所	備考	
保育間伐活用型(列状)	浦	123に	4.36	760	35%	伊那里	水源かん養保安林	
保育間伐活用型	浦	123ち	0.88		35%	伊那里	水源かん養保安林	
保育間伐活用型	浦	123㍑	0.55		35%	伊那里	水源かん養保安林	
保育間伐活用型	浦	123ぬ	0.95		35%	伊那里	水源かん養保安林	
合 計			6.74		760			

運 搬 数 量	
土 場 名	数量 (m ³)
システム最終土場	490
山元巻立	270
合 計	760

特記仕様書

1 一般

- (1) 別紙様式8「事業計画に関する技術提案」の下線部分について、請負者の責において履行するものとする。(採択された場合のみに適用する。)
- (2) 森林作業道及び集材架線等の作設については、現地踏査等に基づき、縮尺1/5,000の基本図に予定線形及び土場敷等の位置を図示した搬出系統図を監督職員に提出し、その指示を受けるものとする。
- (3) 林地保全及び残存木の保護に努め、搬出支障木等は必要最小限とするものとする。

2 伐倒

- (1) 伐採方法は、事業内訳書に記載の作業種とする。ただし、林分及び地形状況等により、これによりがたい区域がある場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。
- (2) 列状間伐については、伐採列幅3.0m、残存列幅6.0mを基本とする。ただし、林分及び地形状況や搬出条件等により、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

3 造材

採材については、南信森林管理署が定める「造材採材基準」によるものとする。ただし、監督職員の指示がある場合はこの限りではない。

4 トラック運材

- (1) 生産された普通材については、販売業務委託問屋業者及び協定相手方の決定後、指定された搬入場所へ運材するものとし、予定数量に変更があっても変更契約の対象としない。なお、搬入場所が複数箇所の場合は、監督職員の指示に基づき搬入先を決定するものとする。

5 林道等の施設利用

- (1) 林道等への集材作業等にあたっては、他の事業実行車両等に十分配慮し、安全対策及び通行の確保をすること。
- (2) 木材搬出等で林道等の施設を破損した場合は、請負者において現状復旧すること。なお、砕石等を使用して林道等の修繕が必要な場合は、監督職員と協議のうえ実行するものとする。

6 法令制限林の取扱い

当該事業箇所は、水源涵養保安林に指定されていることから、事業実行に伴う支障木の伐採及び森林作業道及び山元土場等の作設にあたっては監督職員の指示により行うこと。

なお、上記の行為を行うには、事前に関係機関との協議が必要なことから、事業計画書の作成及び事業実行にあたっては、協議に要する期間を十分考慮すること。

7 多様な森林づくり

天然力を活用した多様な森林づくりの取組を推進するため、事業区域内に自生する天然生の有用広葉樹及び針葉樹については、伐採及び搬出作業において特に支障のないものは、極力残存させるものとする。また、天然生稚幼樹についても同様に残存に努めるものとする。なお、残存する樹種及び配置方法等については、監督職員の指示によるものとする。

8 区域外伐採の未然防止

事業実行区域については、作業着手前に監督職員立ち会いのうえ現地において確認し、区域外伐採等、誤伐が生じないようにすること。

なお、事業実行中に不明瞭な区域が認められたときは、監督職員に立ち会いを求め、現地において指示を受けること。

特記仕様書 (林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書(森林作業道作設)及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書(森林作業道作設)を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき理由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書(森林作業道作設)

(中部森林管理局標準例)

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。
森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土壌造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所限定して設置するものとするほか、下記によること。

第1 路線計画

1 計画

路線(線形)については、次に配慮する。

①車両系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を集積し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° (18%)以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° (25%)程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。(又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。)

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土工は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分(岩石)とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同様に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山(心土)を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山(心土)等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋没すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

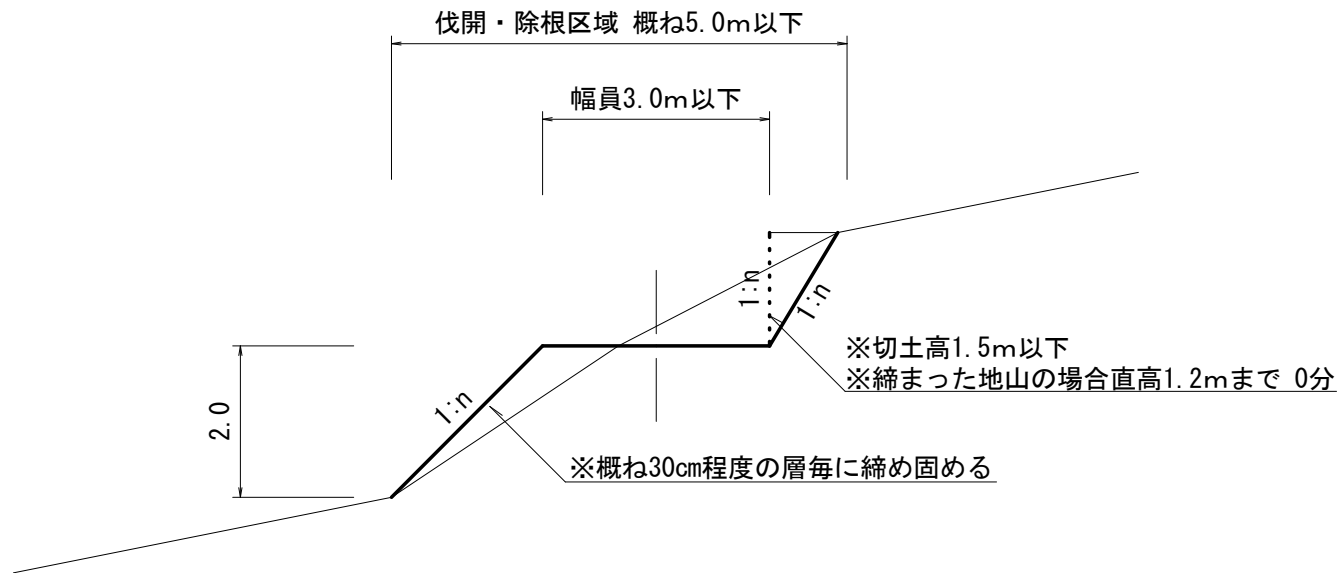
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗堀を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



切土勾配	土砂	6分
	岩	0~3分
盛土勾配	2m以下	1:1.0
	2m超	1:1.2

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

素材生産請負事業方法書

1. 数量の確認

(1) 検査場所

(生産完了工程)

山元生産 (山元土場)

最終生産 (指定した土場)

いずれも所定の作業が終了した箇所とする。

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

(2) 検知対象樹種及び材種

ヒノキ、スギ及びカラマツ人工林普通材のうち末口6cm以上の一般材

針葉樹普通材の内、末口14cm以上の一般材

広葉樹普通材の内、末口14cm以上の一般材

(3) 検査方法

発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

2. 作業順序

作業は、請負者が作成し発注者が承認した事業計画書に基づき行う。

3. 採材寸法

南信森林管理署造材採材基準及び造材採材区分一覧表に基づき行うものとする。

ただし、監督職員から指示があった場合はその指示に従うものとする。

4. 山元普通材の取扱

(1) 山元普通材については、パルプ材の極を作るものとする。

(2) 針葉樹と広葉樹は、別にして積むものとする。

(3) 極の仕分け方、極の大きさ、積み込み場所等の細部については、監督員の指示によるものとする。

5. その他

上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従う。

(平成30年2月適用)

造 材 採 材 基 準

中部森林管理局 南信森林管理署

木材の価値は、造材及び採材の段階で決定づけられるといっても過言でないことから、木材の造材及び採材にあたっては、「新鮮材の供給を念頭に置きつつ、木材の持つ価値を損うことのないように留意するとともに、木材の需要動向に即応し、より木材の付加価値を高める」ことを基本とし、次の基準及び留意事項に基づき、樹種、径級、長級及び元中別に適切に実施するものとする。

ただし、特別の事情等により、この基準によりがたい場合にあっては、別途協議のうえ、適切に実施するものとする。

また、局指示材、内部振替材及び特殊需要材等に係わる造材及び採材については、この基準にかかわらず、別途指示に基づき、適切に実施するものとする。

I 造材寸法基準

樹 種	径級 (cm)	元中別	長 級				摘 要
			採 材 順 位 1	採 材 順 位 2	採 材 順 位 3	採 材 順 位 4	
ヒノキ	30 上	元 玉	4 m 「基本長級」	6 m 通直良質材	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	留意事項 V-(1)-①参照
		中 玉	4 m 「基本長級」	6 m 通直良質材	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	
	24~28	元 玉	4 m 「基本長級」	6 m 通直良質材	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	留意事項 V-(1)-②参照 留意事項 V-(1)-③参照 留意事項 V-(1)-⑤参照
		中 玉	4 m 「基本長級」	6 m 通直良質材	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	
	14~22	元 玉	3 m 「基本長級」	6 m 通直良質材	4 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	留意事項 V-(1)-②参照 留意事項 V-(1)-④参照 留意事項 V-(1)-⑤参照
		中 玉	3 m 「基本長級」	6 m 通直良質材	4 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	
	6~13	全 部	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材			

樹種	径級 (cm)	元中別	長 級				摘 要
			採材順位 1	採材順位 2	採材順位 3	採材順位 4	
スギ	6～	全部	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材		
カラマツ	14 上	全部	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材		留意事項 V-(2)-①参照 留意事項 V-(2)-②参照 高齢級材(80年生以上)については、左記の他に別途指示する。
	6～13	全部	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材			
トウヒ ヒバ ヒメコマツ モミ ツガ	30 上	元玉	4 m 「基本長級」	5 m 通直良質材	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材	留意事項 V-(3)-①参照
		中玉	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材		
	14～28	全部	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材		
その他 N	14～	全部	4 m 「基本長級」	3 m 左記の採材が困難な材	2 m 左記の採材が困難な材		
クリ	18 上	全部	4.3 m 通直良質材	3.2 m 通直良質材	2.1 m 通直良質材		留意事項 V-(3)-②参照 留意事項 V-(3)-③参照 留意事項 V-(3)-④参照 留意事項 V-(3)-⑤参照 留意事項 V-(3)-⑥参照
ケヤキ・ナラ ウダイカンバ	14～	全部	4.3 m 「基本長級」	有尺(40cm上) 良質材	3.2 m 左記の採材が困難な材	2.1 m 左記の採材が困難な材	
イチイ・サクラ カエデ・エンジュ	14～	全部	4.3 m 「基本長級」	有尺(60cm上)	3.2 m 左記の採材が困難な材	2.1 m 左記の採材が困難な材	
その他 L	14～	全部	4.3 m 「基本長級」	有尺(50cm上) 良質材	3.2 m 左記の採材が困難な材	2.1 m 左記の採材が困難な材	

II 延寸に係る基準

木材を造材する場合の延寸は、次の基準に基づき、「材長切れ」、又は「過大な延寸」となることのないように適正にとるものとし、測尺は慎重かつ適切に行うものとする。

測尺に当たっては、メジャーテープ、測竿の長さ及びそのあて方等について、随時、点検を行い、適切を期するものとする。

また、プロセッサ造材については、機械の計測に過信することなく随時点検を行うものとする。

なお、広葉樹材は、「木口割れ」が大きいことから、測尺に当たっては、特に慎重に行うように留意するものとする。

また、造材に当たっては、「斜め切り」となることのないように特に留意し、適正な造材場所及び作業姿勢等を選択の上、慎重かつ適切に行うものとする。

人天別	基本延寸	延 寸 の 特 例	
人工林材	10cm以下	ヒノキ根曲り材(3m柱材・4m材)	60cm 以下 高齢級材(80年生以上)

III 伐採に当たっての一般的留意事項

- ① 常に、新鮮材の供給を念頭に置き、長期にわたり伐倒木を山床に存置させないように留意するとともに、「全幹集材方式」を原則とし、可能な限り「きめ細かな山割り」を行い、先行伐倒は必要最小限にとどめること。
- ② 伐採に当たっては、「引き抜け」、「木口割れ」、「胴打ち」、「つくり節」、「材面等の傷」などの木材の商品価値を低下させる欠点をつくらないように慎重かつ適切に行うこと。
- ③ 伐採位置は、可能な限り低くし、材に根張り部分を付けて伐採すること。

IV 造材・採材等に当たっての一般的留意事項

- ① 造材・採材に当たっての末口最小径は、I造材寸法基準のとおり
- ② 造材・採材に当たっては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、前記の「造材寸法基準」に基づき、可能な限り「採材順位」の高い長級で採材すること。
- ③ 造材・採材に当たっては、チェーンソー、プロセッサソーチェーンの「目立て」を確実にしない、木材の切断面が平滑となるようにすること。
- ④ 元玉材の造材・採材に当たっては、元玉材としての有利性を損うことなく、より付加価値を高めるよう慎重かつ適切に行うこと。
- ⑤ 伐採位置が高かったことにより、根張り部分が極めてわずかな材、あるいは根張り部分を外した材などのように、検知の際に元玉材であると判断が困難となる材については、元玉材であることを明らかとするため、印等で判別できるようにすること。
- ⑥ プロセッサ等の大型機械を操作使用するに当たっては、材面及び木口等に傷をつけたり、樹皮を剥いだりして木材の商品価値を低下させることがないように、慎重かつ適切に行うこと。
- ⑦ サルカ、節高等については、「化粧直し」を行い、その商品価値を高めるようにすること。
- ⑧ 造材・採材を終了した材は、山元土場に滞留させないようにし、速やかに最終土場等に搬送すること。

また、山元土場に巻立てられた材のうち、下積みされた材は山元土場に滞留する傾向にあることから、最終土場へ搬送途中の材の上には、新たに材を巻立てないように留意すること。

V 造材・採材に当たっての個別的留意事項

(1)ヒノキ

- ① 径級30cm上の6m採材は、「通直良質材」についてのみ行うものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、慎重に行うとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。
- ② 径級14cm～28cmの6m採材について、通直材であることが必要不可欠であることから、曲りについて十分に精査のうえ6mの柱角材がとれると判断される良質材について採材するように特に留意すること。
- ③ 径級24cm～28cmの材については、3m材の需要が極めて少ないことから、極力、基本長級である4mに採材するように留意すること。
- ④ 径級14cm～22cmの材についても、3m採材は、柱材としての利用が可能な通直材にとどめ、極力、基本長級である4mに採材するように留意すること。
- ⑤ 根曲り材は、曲り部分を最小限に打ち出すか、曲り材として2m採材することとし、元玉良材のみ曲り部分の長さが60cm未満の材であって、これを除けば通直材の採材可能な材については、曲り部分は打ち出さず、60cm未満の延寸をとり、3m柱材、又は4m材を積極的に採材すること。なお、曲りが大きく、曲りの部分の長さが60cm以上に及ぶ材については2m採材とする。

(2)カラマツ

- ① 極力直材となるよう採材すること。
- ② 根張は切断すること。

(3)その他の樹種

- ① トウヒ、ヒバ、ヒメコマツ、モミ、ツガにおける30cm上の5m採材は、「通直良質材」についてのみ行うものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、慎重に行うとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。
- ② 広葉樹については、芯材部分大きいほど利用価値が高いものと、辺材部分大きいほど利用価値が高いものとに区分されることを十分に認識の上、採材すること。
なお、芯材部分大きいほど利用価値が高いものとしては、ケヤキ、ミズナラ、ミズメ、センノキ、ウダイカンバ、カツラ、ホオノキ等が、また辺材部分大きいほど利用価値が高いものとしては、ブナ、トチ、シナノキ、イタヤカエデ、サワグルミ等があげられるので、このことを踏まえ、十分に精査すること。
- ③ 広葉樹材については、腐れは比較的止まりやすいことから、腐れ等の欠点を除いてから造材すべき長級を決定することとし、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、欠点の程度に応じて、「追い上げ」、「中抜き」を行うなど、その欠点を除き、品等及び歩止りが向上するような長級の組み合わせにより採材長級を決定すること。
この場合、欠点を除いたことなどから、前記の「造材寸法基準」に規定する採材長級がとれないときは、2.4m、2.7m、3m用に30cm刻みの長級で採材すること。
ただし、広葉樹材の場合、「樹芯に近い小さな腐れ」には、あまりこだわる必要がないので留意すること。

④ ケヤキ、ナラ及びウダイカンバの40cm上の有尺採材は、「曲り及び節が少なく、材面及び木口に顕著な欠点がなく、素材の日本農林規格のⅠ～Ⅱ等材に相当する良質材」であって、「上記(2)－②にある特長を有し、利用価値が高いと認められる材」(以下「良質材」という。)についてのみ行なうものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、慎重に行なうとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。

なお、ケヤキの採材に当たっては、必ず「サバ止め」を行うこと。

⑤ イチイ、サクラ、カエデ、エンジュ等の床柱材等の特殊な用途に利用される材については、有尺で採材することを基本とし、末木部分(6cm以上)についても安易に切断することのないよう留意するとともに、搬送時等における取扱いについては十分に留意すること。

⑥ その他の広葉樹材の50cm上の有尺採材は、「良質材」についてのみ行なうものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上慎重に行なうとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型 南信6浦)
位置図

1/20,000

- 水 127
- へり 158
 - ぬる 163
 - たれ 152
 - つ 163
 - 崩 崩
 - ハ 崩
 - ホ 崩
 - ヘ 崩
 - ト 崩
 - チ 崩

事業予定箇所
(保育間伐活用型)

国有林名	浦			
林小班	123に	123ち	123り	123ぬ
人天別	人	人	人	人
伐採方法	列間	間伐	間伐	間伐
面積 (ha)	4.36	0.88	0.55	0.95
樹種	カラマツ	カラマツ	カラマツ外	カラマツ
資材本数 (本)	1,025	220	189	188
資材材積 (m ³)	833	252	130	208
生産材積 (m ³)	500	100	50	110

森林環境保全整備事業
 (保育間伐活用型 南信6浦)
 基本図挿入図

